

## ○福津市人権施策審議会規則

令和2年4月1日

規則第18号

改正 令和5年4月1日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市人権擁護に関する条例(平成17年福津市条例第86号。以下「条例」という。)第4条の市の施策の推進を図るため、福津市人権施策審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、答申するものとする。

- (1) 人権教育・啓発の施策に関する事項
- (2) 人権教育・啓発基本計画の策定に関する事項
- (3) その他あらゆる差別をなくすために必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得たことを漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の罷免)

第8条 市長は、委員が職務上の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反及びその他委員として相応しくない行為があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則の施行の日以降、最初に開催する審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和5年4月1日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。